

第2編 各論

- 奈良県地域医療の再生に向けて
- 第4章 医療従事者等の確保
- 第5章 疾病・事業ごとの医療連携体制の推進
- 第6章 地域における医療機能の分担と連携
- 第7章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組
- 第8章 医療に関する情報提供の推進
- 第9章 医療安全と健康危機管理の推進
- 第10章 目標設定と計画の推進

奈良県地域医療の再生に向けて

～地域医療再生計画より～

本県北和地域及び中南和地域において、拠点となる高度医療拠点病院（マグネットホスピタル）を整備するとともに、医療機関同士の連携を強化するなど、将来にわたって持続可能で安定的な救急医療体制、周産期医療体制等の構築と総合的ながん対策の推進など高度医療の充実を図ります。

また、このような医療提供体制を担う医療従事者を安定的に確保する体制を構築します。

《対象施設》

北和地域（奈良・西和医療圏）：県立奈良病院

中南和地域（東和・中和・南和医療圏）：県立医科大学附属病院

I. 高度医療拠点病院の設置

①「重症な疾患について断らない救命救急室」の整備

（県立奈良病院、県立医科大学附属病院）

- ・救急科専門医等のスタッフにより24時間体制で断らない救急を実現。
- ・電話相談（#7119）により、適切な医療機関の紹介と相談業務を実施。
- ・救急隊や入院対応病院（2次）からの依頼を全て引き受け、特に5疾患（脳卒中・急性心筋梗塞・産科合併症・重症外傷・急性腹症）については絶対に断らない。

②24時間対応可能な救命救急

（県立奈良病院）

- ・心臓血管センターを設置し、循環器病医療の機能を強化。
- ・脳卒中の診断や適切な治療を総合的に行える体制を整備。

③周産期医療センターの整備拡充

（県立奈良病院）

- ・ハイリスク妊婦の県外搬送を解消するため、NICU12床、NICU後方8床等を整備拡充。

（県立医科大学附属病院）

- ・20床のNICU後方病床を整備し、総合周産期母子医療センターを拡充。

- ・ 正常分娩に対応するため、スーパー助産師を養成するための助産師研修所であるバースセンターを整備。

④ 県内小児医療の集約化

(県立奈良病院)

- ・ 小児科医を確保することにより機能を集約化。
- ・ 医療水準の確保及び円滑な二次救急輪番体制を推進。

⑤ がん拠点病院の機能強化

地域連携の中核的役割を担うことができる拠点病院の整備。

(県立奈良病院)

- ・ 手術、放射線治療、化学療法等を組み合わせた効果的な集学的治療を行う体制を整備。

(県立医科大学附属病院)

- ・ 急速な医療技術の進歩に対応した大学病院のがん治療環境の充実整備。

II. 医師・看護師の確保

① 安定的な医師派遣システムの整備

- ・ 公立病院等への医師派遣の調整を図るため「(仮称)地域医療総合支援センター」を設置。
- ・ 県立医科大学に講座を設置し、県・県立医科大学・公立病院等の開設者による協定に基づき医師を派遣する仕組みを構築。

② 医師・看護師の養成・確保

- ・ へき地医療を支える総合的な診療をすることができる「総合診療医」の人材確保を図る。
- ・ 地域医療に従事する医師に係るキャリアパスを構築。
- ・ 「重症な疾患について断らない救命救急室」を運営するために必要となる「救命救急医」を養成・確保するため、県立医科大学及び近畿大学医学部の定員増と併せて知事が指定する施設で一定期間勤務することを返還免除要件とする奨学金を貸与。
- ・ 看護職員に対するメンタル・ケアの充実や各階層での研修の充実、キャリアアップに対する支援等を実施。
- ・ 離職中の看護職員へのアクセスの確保と復職情報の提供、看護師のキャリアパスとの整合のとれた修学資金貸付制度の創設。

Ⅲ. 医療連携体制の構築

①重要疾患(脳卒中・急性心筋梗塞・周産期疾患・重症外傷・急性腹症)における病院間の役割分担について協定を締結

(協定の相手方：県立医科大学附属病院、公立病院等)

- ・病院開設者が県の定める施策の実施に協力し、安定的・継続的な医療提供体制を確保し、医療資源の適切な配置を進めていくために、各病院の役割分担を明確化。
- ・従来、医療の需要側(患者)と供給側(医療体制)との需給バランスは、医師の数と総病床数管理という供給側の構造を中心に考えられてきたが、高度化・専門化が進む医療にあっては、患者側と医療側のマッチングがうまくいかない状況が生じるため、疾患・重症度・病期(フェーズ)ごとに、需要(患者数)との調整をすることとし、それに基づいて各病院の役割を設定。
- ・それらの役割分担を確実に実行するため、県知事と病院開設者との間で協定を締結。

②病病連携、病診連携の推進

(県立奈良病院、県立医科大学附属病院、その他の医療機関)

医療実態を把握するためのしくみを整備し、地域医療連携パスの導入など、地域における病病連携、病診連携を推進。

Ⅳ. 拠点となる休日夜間応急診療所の設置

拠点となる休日夜間応急診療所を北和地域と中南和地域に設置し、小児科医等を配置して、休日夜間の全ての時間帯や地域において一次救急患者の診療に対応。

Ⅴ. 医療情報の収集・分析・提供

①「健康・医療ポータルサイト」の設置・運営等

県民に対して、居住地、年齢、性別等属性に応じ、健康・医療等に関する様々な情報を提供し、また、各医療機関の診療情報を収集・分析等を行い提供するポータルサイトを設置・運営し、各医療機関から収集した情報は、今後の医療施策に反映するとともに、各医療機関における質改善への助言等にも活用。